

財政援助団体等監査結果報告

〔神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和4年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体（以下「指定管理者」という。）における神戸市からの公の施設の指定管理（中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル）に係る出納その他の事務で、主として令和3年度執行の事務

2 監査の期間

令和4年8月26日～令和5年3月17日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル（以下「施設」という。）

ア 中突堤旅客ターミナル

国内外に就航するクルーズ客船の旅客ターミナルとして利用されている。メリケンパーク周辺、神戸ハーバーランドからは、客船の入出港を間近に楽しむことができ、ウォーターフロン

トの賑わいの拠点となっている。

所在地 中央区波止場町2番、3番、4番、5番、2番地先

施設概要 鉄骨鉄筋コンクリート造 中突堤先端ビル（区分所有建物）の1・2階部分
中突堤旅客ターミナル及びその附帯施設 延床面積 14,688.56 m²

1階：エントランス、公共駐車場、荷捌地ほか

2階：待合所、貸テナント事務所、観光案内所、C I Q機能部（税関、出入国在留
管理局、植物防疫所、動物検疫所）ほか

開館時間 年中無休 8時から22時30分（船舶の入出港状況等により変更有）

開設年月 平成7年4月

イ ポートターミナル

国内外に就航するクルーズ客船、日中定期国際フェリー等の旅客ターミナルとして利用されており、船客や送迎客のほか市民の誰もが利用できる施設として活用されている。

所在地 中央区新港町4-5

施設概要 鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建（2階C I Q施設は神戸税関の区分所有）
延床面積 21,994 m²（東西送迎デッキ部の面積は含まない）

1階：船社カウンター、船社事務所、待合ほか

2階：乗下船口、C I Q施設（税関、出入国在留管理局、植物防疫所、動物検疫所）、貸テナント事務所、待合、送迎デッキほか

3階：ポートターミナル事務所、総合案内・観光案内所・両替所（移動式）、待合、送迎デッキ、展示ホール

駐車場：1階（バス）、2階（乗用車）、3階（バス）

開館時間 年中無休 8時30分から17時30分（船舶の入出港状況等により変更有）

開設年月 昭和45年4月

(2) 指定管理者及び選定理由

ア 指定管理者 神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体

代表者 一般財団法人神戸観光局

（その他の構成員）

株式会社ホテルマネジメントジャパン

株式会社神戸フェリーセンター

イ 選定理由

指定管理者候補者の選定にあたっては1団体から提案があり、提出書類等について、申請者に関する項目、地域経済の活性化に関する項目、事業計画等を選定基準に基づいて審査を行い、

指定管理者選定評価委員会で、選定されている。

(3) 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間）

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、施設の利用及びその制限に関する業務、施設の使用料の徴収、減額、免除及び返還に関する業務、施設の維持管理に関する業務等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第1表 業務量の比較

(単位 比率：%)

項目	令和3年度	令和2年度	対前年度 増減	対前年度 増減率
施設利用状況（入床数）				
中突堤旅客ターミナル（19床）	18床	18床	0床	0.0
ポートターミナル（19床）	18床	18床	0床	0.0
利用船舶数				
中突堤旅客ターミナル	5隻	3隻	2隻	66.7
ポートターミナル	84隻	60隻	24隻	40.0

参考：平成30年度利用船舶数は、中突堤旅客ターミナル61隻、ポートターミナル104隻
令和元年度利用船舶数は、中突堤旅客ターミナル56隻、ポートターミナル94隻

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

第2表 指定管理料の比較

(単位 金額：千円 比率：%)

	令和3年度	令和2年度	対前年度 増減	対前年度 増減率
	金額	金額		
指定管理料	206,077	203,105	2,971	1.5
（うち警備費）	(46,530)	(46,698)	(△167)	(△0.4)
（うち修繕費）	(4,077)	(4,077)	(△0)	(△0.0)

警備費は施設の警備に係る経費、修繕費は施設の補修・小修繕に係る経費であり、年度終了後それぞれ精算している。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和3年度の総合評価は5段階評価（AAA、AA、A、B、C）のうち、A（提案内容の達成度や過去の運営実績との比較を踏ま

え、概ね良好な管理運営がなされている。)となっており、その所見は「施設の維持管理について、協定どおり適正に実施されている。入港する客船数は、令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減っているが、前年度に比べ若干増加した。大型客船が入港する際は、各関連機関と連絡・調整を図りながら、国土交通省のガイドラインにのっとりた旅客や見送り客の動線を確認することでトラブルなく旅客の乗降が行われている。令和3年度は外国客船の入港はなかったが、中突堤旅客ターミナルでは国内クルーズ船入港時に三宮への交通手段確保のため、要望に応じてシャトルバスの配車をするなど旅客船のニーズに合わせた運営を行っている。今後、海外からの大型クルーズ船の入港が再開した後も、引き続きターミナルの自主的な効率的運営を行うよう期待する。」となっている。

5 監査の結果

施設の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 収納した使用料の管理を適正に行うべきもの

指定管理協定書第8条第3項では、指定管理者は、使用料を収納したときは、その経理を明らかにするとともに、収納金は専用口座に日々（金融機関の休業日のときは翌営業日）入金しなければならないことが定められている。また、仕様書においても、収納した使用料は専用口座で管理することと定められている。

指定管理者が収納している使用料のうち、駐車施設使用料の取扱いについて、協定書及び仕様書の規定と異なる取扱いをしている次の事例があった。

(ア) 収納した使用料の専用口座への入金を日々行っていなかった事例

ポートターミナルの駐車施設使用料について、令和4年3月収納分の専用口座への入金状況について確認したところ、数日毎の入金となっており、必ずしも日々入金がされていなかった。

指定管理者は、収納した使用料を、指定管理協定書で定められたとおり日々入金するべきである。

(令和4年3月収納分の入金状況)

収納期間	入金日	入金額
3/1 (火) ~3/3 (木)	3/4 (金)	27,980 円
3/4 (金) ~3/6 (日)	3/7 (月)	12,360 円
3/7 (月) ~3/8 (火)	3/10 (木)	11,280 円
3/9 (水) ~3/10 (木)	3/14 (月)	8,720 円

3/11 (金) ~3/16 (水)	3/18 (金)	39,760 円
3/17 (木) ~3/24 (木)	3/25 (金)	147,370 円
3/25 (金) ~3/29 (火)	3/30 (水)	122,110 円
3/30 (水)	3/31 (木)	12,440 円
3/31 (木)	4/4 (月)	3,160 円

(イ) 収納した使用料の入金口座を専用口座としていなかった事例

中突堤旅客ターミナルの駐車施設使用料を入金していた口座が使用料収納用の専用口座ではなかった。

使用料収納用の口座については、指定管理協定書及び仕様書の規定のほか、神戸市の施設所管課向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「11.6 資金管理専用口座の開設」で、「使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費については、ペイオフ対策等のため、必ず指定管理者に専用口座（預金保険法第 51 条の 2 第 1 項に規定する決済用預金）を開設させて管理させてください。」とされている。さらに、神戸市の「現金取扱事務の手引き（公金編）」では、市の歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託する際の事務等について定められており、その中で収納した現金は、金融機関に公金専用の決済用預金口座を設けて預金することが求められている。

指定管理者は、駐車施設使用料収納用の専用口座を設けて管理するべきである。

また、神戸市所管局は、収納した使用料の適正な管理が行われるよう、指定管理者を指導するべきである。

イ 指定管理料の精算を指定管理協定書に従って行うべきもの

平成 30 年 3 月 31 日締結の指定管理協定書第 5 条第 1 項では、指定期間の年度ごとの指定管理料の額が定められている。また、同条第 2 項では、「指定管理料のうち、補修・小修繕などの経費（以下「修繕費」という。）は次に定めるとおりとし、各年度終了後速やかに当該年度の修繕費を精算するものとする。」、また同条第 3 項では、「指定管理料のうち、警備にかかる経費（以下「警備費」という。）は次に定めるとおりとし、各年度終了後速やかに当該年度の警備費を精算するものとする。」とされ、それぞれ指定期間の年度ごとの修繕費と警備費の額が定められている。なお、同条第 1 項で定める指定管理料の額は、その後の変更協定により額が変更されているが、第 2 項で定める修繕費及び第 3 項で定める警備費の額は変更されておらず、令和 3 年度の修繕費は 4,000,000 円、警備費は 51,500,000 円と定められている。

令和 3 年度の修繕費及び警備費の精算状況について、指定管理者が神戸市所管局に提出した資料によると、次のような状況であった。

(単位：円)

	協定書の額 ①	予算額 ②	執行額 ③	②-③	①-③
修繕費	4,000,000	4,074,069	4,077,751	△3,682	△77,751
警備費	51,500,000	52,552,704	46,530,519	6,022,185	4,969,481

修繕費については、執行額③が予算額②を上回っており、神戸市から指定管理者へ追加の支出は行われていなかった。一方、警備費については、執行額③が予算額②を下回っており、その額(②-③)を指定管理者から神戸市へ返還していた。しかし、いずれも予算額②と執行額③との対比で精算しているが、予算額②は協定書で定められた額①と異なる。

これについて、指定管理者は、変更協定により指定管理料の額が変更された際に、修繕費及び警備費も変更されていると認識しており、神戸市所管局に確認の上、毎年度精算を行っているとのことであった。

神戸市所管局は、修繕費及び警備費について、協定書で定められた額を基に精算するべきである。また、過去に協定書と異なる額を基に精算しているものは、あらためて、協定書で定められた額を基に精算を行うべきである。

ウ 物品の管理を適正に行うべきもの

神戸市港湾事業会計に適用される、神戸市の地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則第80条では「物品管理者は、決算品の受領又は交付のつど物品管理員をして、決算品管理簿に記載させなければならない。」と定められている。指定管理施設にある神戸市の備品の物品管理者は神戸市所管局の課長等である。

施設及び設備の維持管理に関する仕様書では、備品について「備品管理簿を備え、購入、廃棄、破損等の際は、速やかに本市へ報告を行うこと。また、指定管理者が経費により購入した備品の所有権は、本市に帰属する備品は、市物品会計規則に基づき、管理する。」と定められているが、この規定では、指定管理者が経費により購入した備品の所有権が、指定管理者と神戸市のいずれに帰属するのか、明確な規定となっていない。

指定管理者は、独自様式の備品管理簿を作成し、神戸市に帰属する備品と指定管理者に帰属する備品を同じ備品管理簿にて区別して管理しているが、神戸市所管局においては、神戸市の地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則に基づく備品に関する帳簿が整備されていなかった。

神戸市所管局は、指定管理者が経費で購入した備品の所有権がいずれに帰属するのか仕様書で明確に規定した上で、神戸市に帰属する物品を特定した帳簿を指定管理者に提出させるとともに、備品に関する帳簿を整備し、神戸市に帰属する物品を特定、把握するべきである。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「—」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。